書 評

有馬斉著

『死ぬ権利はあるか――安楽死、尊厳死、自殺幇助の是非と命の価値』

(春風社、2019年)

安部 彰

本書(『死ぬ権利はあるか――安楽死、尊厳死、自殺幇助の是非と命の価値』、春風社刊、2019年)は、気鋭の倫理学者であり畏友でもある有馬斉氏の待望の単著である。この本は、間違いなく、現時点での日本における「安楽死の哲学的倫理学」の決定版である。しかしそうであればこそ、この本は批判的に読まれ、また読み継がれなければならない。今回の合評会の企画者、評者3名を含む参加者、そして他ならぬ有馬氏じしんも、そのようなおもいをともにしているはずである。

そこで以下では、同書の書評にかえて、「1. 美 点」「2. 基本事項の確認」「3. 疑問」「4. 意義」 について述べる。

1. 美点

本書の美点として、ここでは以下の4点をあげておきたい。

第1に、事例が豊富であること。本書でとりあげられる事例はじつに19点にもおよぶ。それにより、読者は「縮命」⁽¹⁾をめぐる倫理問題の現実をその多様さや複雑さとともに具体的にイメージすることができるだろう。また本書を読めば、縮命をめぐる各国の制度(法や政策)の状況も一望できるだろう。それゆえ本書は今後、倫理学以外のさまざまな分野でもきっと重宝されるだろう。

第2に、リーダブルであること。有馬氏一流の 柔らかい語り口(文体)によって、暗くもあるテーマを扱っているにもかかわらず、読者はけっして 沈鬱に陥ることなく頁を繰ることができるだろう。またパラフレーズにも長けているため、論証 部分における込みいった話にもついていくことができるだろう。

第3に、本格派であること。柔らかい語り口に 反し、その内容はいたって重厚である。また諸論 点を網羅的に把捉しながらなされる整理も卓抜で ある。さらにテキストクリティークと論証もきわめて粘着性が高い。

第4に、楽しく研究した成果であること。これは著書の美点というより、むしろ著者の美徳というべき点であるが、本書のあとがきにはこのような述懐がある――「10年以上ひとつのテーマについて(中略)研究しているあいだは常に楽しかった」(p. 508)。これを可能とした消息について、直後に続くように、「テーマが面白かったからだ」と有馬はいうかもしれない。しかし他方で、有馬は所属先の教員インタビューにおいて「倫理学を学ぶのは本当に面白いことです」(2)と外連味なく述べてもいることから推察するに、むしろ有馬はそもそも研究を楽しむ力に長けているとみるべきだろう。

2. 基本事項の確認

もしかしたら本書を手にとるまえにこの書評と 出会ってしまったという(不運な?)読者がいる かもしれない。そこで、ここでは本書評の内容の 理解に必要となる基本事項にその範囲を限定した うえで本書の内容を紹介する。

本書の目的は、縮命の是非をその容認論と反対論のそれぞれにおける主要な論証の検討をつうじてあきらかにすることである。容認論のほうは「自己決定説」と「利益説」、反対論のほうは「生命の神聖説」と「尊厳説」とに、それぞれ大別することができる(3)。

本書の方法は、容認論と反対論のそれぞれにおける主要な論証が批判に耐えうるかを検証するというものである。つまりその検証をつうじて論証に重要な瑕疵が認められるものは斥け、反駁しきれないものを擁護するといったアプローチがとられている。

本書の結論として、自己決定説と利益説は斥けられ、尊厳説が擁護される。またそれにともない、縮命はごく一部の例外をのぞいて否定される。すなわち「患者の知覚と意識が不可逆的に喪失している場合と、患者が理性的に思考するのを困難にするほどの著しい苦痛に苛まれている場合」がその例外にあたり、この場合にのみ縮命は道徳的に正当化できるとされる。そのうえで、ただし「こ

れらふたつの場合にかんしても、法律を設けて許 容することは、社会的弱者に悪影響を及ぼすと予 想できるため推奨できない | (p. 57) との付帯条 件がさらにつけられる。

3. 疑問

本書にたいする私の疑問は、大きく2つある。 ひとつは、「ある種の自己決定説は尊厳説と両立 するのではないか? |という疑問である。もうひ とつは、「尊厳(内在的価値)とはいかなる道徳 的価値なのか? | という疑問である。

3-1. ある種の自己決定説は尊厳説と両立するの ではないか?

有馬の手によって最初に料理されるのは自己決 定説である。ところで数々のアニメ、ロールプレ イングゲーム、そして学術的批判においても、真っ 先に登場する「敵」は「最弱」と相場が決まって いる。そして本書もまたそのような「お約束」を 踏襲しているかにみえる。

有馬によれば、自己決定説はとてもではないが 単体では擁護不可能である。しかしそれは利益説 と合体することで一転してボスキャラ級の「敵」 へと生成変化する。すなわち「バランス型」であ る。それによれば、「患者の死期を早めることは、 患者が真に自律的に死にたいと希望しており、か つ、死んだほうが患者の利益になることがあきら かと思われる場合で正当化できる」(p. 253)。し かし私の見立てでは、このバランス型は、「患者 が真に自律的に死にたいと希望して」いるか否か は「死んだほうが患者の利益になることがあきら か」であるか否かに依存する――その逆は成り立 たない――という主張でもあるから実質的には利 益説である。つまりその意味でもやはり自己決定 説は最弱である。

だが自己決定説は本当に最弱なのか。結論から いえば、必ずしもそうとはいえない。ある種の自 己決定説は尊厳説と両立するからである。また有 馬の論証にもとづいても、そういわざるをえない からである。

自己決定説におけるエクストリームは「自己決 定至上型」である。それは、「患者の自己決定が 常に優先するべきだ」(p. 74) と主張する。また この立場に与する論者として指名されるのはR・ ドゥオーキン (Ronald Dworkin) とD・ブロック (Dan Brock) である。ここではドゥオーキンにの み注目する。

ドゥオーキンによれば、個人の宗教的信念は不 可侵のものである。それゆえ、その信念にもとづ く自己決定にたいする第三者(他人や国家)の介 入は許されない。ところで「宗教的信念」とはな にか。ドゥオーキンによれば、それは、「「人間の 命には、その命の主体である人にとっての価値を 超越した価値がある | ことを認める内容の信念 | (p. 76)である。つまり簡約していいかえれば、「人 命は内在的価値(神聖な価値)をもつ」という信 念のことである。さて、ところが、「どうすれば 人命の神聖な価値をもっともよく保護できるの か」(p. 78) をかんがえる段になると、人々の解 釈は対立しはじめる。一方には、「人命の尊重と はいかなる場合でもそれを棄損しないことだ」と する保守的な立場がある。また他方には、「人命 の尊重とは場合によってはそれを短縮させること だしとするリベラルな立場がある。かくして両者 は真っ向から対立する。しかしそれは、あくまで 「人命は神聖である」といった前提は共有したう えでの、その尊重の仕方をめぐる解釈の対立であ る。そう押さえたうえでドゥオーキンは、「自分 の死にかたにかんする個人の決定が、人命に宿る 神聖さを守ろうとする第三者の行為と衝突しうる ことを認めつつ、しかも常に前者が優先するべき だ」(p. 78) と主張する。

このようにドゥオーキンの主張は、一見してか なり強い主張にみえる。「自己決定至上型」と命 名される由も、たしかに頷ける。さてしかし、有 馬は敢然と自己決定至上型を倒しにかかかる。 じっさいの批判点は複数にわたるが、ここでは、 いわゆるクリティカルヒットのみ取りあげよう。 すなわち批判はいう。自己決定至上型を認めるの なら、多額の負債に喘いで、あるいは文学的な苦 悩に囚われて縮命を望むひとの自己決定まで容認 してしまうことになるが、それは我々の直観に大 きく反する、と。そしてこの論難に有馬も同調し、 次のように述べる。「死にかたにかんする個人の

自己決定は、たんにそれが命の内在的価値のありようにかんする本人の信念に基づいているからというだけの理由で、すべて例外なく尊重することはできない」(p. 454、強調引用者)、と。

だが「例外」はあるのではないか。そして有馬が例示する「何年も植物状態で生きながらえたりするとしたら、自分の命の価値が下がる」と考える「リベラルな態度」の人」(p. 77) こそ、まさにそのような「例外」に他ならないのではないか。これが私の疑問である。なぜならこのケースでは「命の内在的価値のありようにかんする本人の信念」の内容が尊厳説と「合致」しているからだ。

そしてもしこの私の見方が正しければ、自己決定至上型は必ずしも一蹴されえない。むしろ自己決定至上型と尊厳説は両立する。むろん「縮命の自己決定の動機となる信念の内容が尊厳説と合致する」という限定付きではあるが、やはり両立する。このことは以下の引用にもあきらかである。

「〔尊厳説は、もはや回復が見込めない遷延性意識障害の〕患者が事前指示のかたちで要望を残していた場合、指示にしたがって医師が致死薬を投与する(いわゆる積極的安楽死を実施する)とすれば、これはより直接に自己破壊の幇助に該当するだろうが、やはり許容されるものと思われる。」(p. 472、補足および強調は引用者)

しかし、このように自己決定至上型が尊厳説と 両立するのなら、有馬はやはりそのことを明示す べきだったのではないか。そのように私にはおも われる。そうでなければ、「重要な瑕疵がある」 として斥けられる自己決定説にたいしてフェアで はないとおもうからだ。

だがこの論難にたいして、有馬はさらに次のように反論するかもしれない。すなわち、くだんのリベラルの信念と尊厳説との「合致」のあり方こそ問題なのだ。というのも尊厳説は、その「合致」が論理的なそれではないかぎり容認できないからだ。つまり人格から生物学的生へと移行するともはや尊厳は失われているという信念にもとづいて縮命を自己決定しているのであれば、たしかに尊

厳説もそれを容認するに客かではない。だが、その「合致」はたんなる偶然の一致にすぎない可能性がある。自分が植物状態になったら「自分の命の価値が下がる」とおもいなして縮命を自己決定しているところから推し量るに、くだんのリベラルはそもそも「人命は内在的価値(神聖な価値)をもつ」という信念すらもっているか疑わしいからだ。すると、その信念と尊厳説とは偶々結果的に合致しているだけかもしれず、もしそうならば尊厳説はその決定を容認できない。以上のように反論するかもしれない。

だがこの反論は妥当だろうか。もちろん尊厳説であれば、妥当というだろう。というのも尊厳説に立つなら、その縮命の自己決定の根拠はやはり重要となるから。しかし私には、縮命の自己決定の根拠が尊厳説に「かなっているか」それとも「もとづいているか」と問うことじたいが、奇妙なことであるようにおもわれる。それは、くだんのリベラルの真意を詮索することもなるからだ。はたして尊厳説は事前指示における患者の信念の真偽の「検閲」までをももとめるのだろうか。すくなくとも私には、その信念が尊厳説に「かなって」さえいれば十分であるようにおもわれる。

3-2. 尊厳(内在的価値)とはいかなる道徳的価値なのか?

縮命の(部分)否定を結論として導く有馬がその論拠に据えるのは尊厳——R・ドゥオーキンのいうところの内在的価値の一タイプ——である。人命が内在的価値をもつとは、平たくいえば、「人の命や存在はそれ自体が価値をもつ」(p. 417)という考え方のことだ。そしてそれは「すくなくとも理解不可能な考えかた」(p. 417)ではないと有馬は述べる。いわれてみれば、たしかにそれは「理解不可能」ではない。しかしやはりよくわからない考え方であるのも事実だ。そしてよくわからないところはいくつかあるのだが、ここでは疑問を1点に絞り有馬に投げかけたい。その疑問とは、「尊厳(内在的価値)は「あるかないか」なのか、それとも「どの程度あるかないか」なのか」という疑問である。

まず有馬-ヴェレマン(4)によれば、内在的価値

をもつのは人格だけではない。「人格以外の動物 にもそれなりの内在的価値がある」(p. 469)。し かし「それなりの」とは、いったいどのようなこ となのか。これは、「猫は、人格がその合理的本 性のゆえに備えているのと同じ価値を持つことは できない」(p. 469) と述べられていることから推 し量るに、内在的価値にもいくつかの異なるタイ プがあるということなのかもしれない。ここでは それを――ただし「猫がそれ自体で価値を持つの は、合理的本性を備えているからではないとする と、どんな理由によるのか」(p. 494) という疑問 を有馬とも共有しつつ――認めるとして、人格の もつ内在的価値のタイプである尊厳に限定して話 を先に進めよう。

さて有馬-ヴェレマンによれば、「そもそも人格 の利益を促進することにいくらかでも価値がある と考えうるためには、まず当の人格そのものに価 値がなければならない」(p. 466)。なるほどこれ はつまり、「ある対象の利益に配慮する必要があ るか否かは、その対象が尊厳をもつか否かに依存 する」ということだろう。認めるとしよう。しか しそれに続けて「だれかにとっての利益は、「当 の利益の享受者が重要であるのと同じ程度におい てのみ重要」なはずである」(p. 466) と主張され ると、途端に訝しくなってくる。というのもこれ は、尊厳が程度問題にかかわる道徳的価値である と主張しているようにもみえるからである(5)。

さて、もしこの解釈が正しければ、「尊厳の程 度はなにを基準にして測定できるのか」という疑 問がわいてくる。もちろんそれは利益の程度に よって測定することはできない。なぜなら、すで に確認したように、尊厳という価値は利益という 価値が成立するための必要条件であるが、その逆 は成り立たないからである。しかし尊厳が合理的 本性にもとづいており、かつ程度問題にかかわる 道徳的価値だとするならば、合理性の程度こそ、 その測定基準となるのではないか。また尊厳の程 度が合理性の程度に依存するならば、利益の程度 は尊厳の程度に依存するわけだから、その認知能 力や思考力に劣る人格の利益にはより少なく配慮 すればよいということになるのではないか。しか しこの道徳的帰結は、すくなくとも私には受けい れがたいものである。

4. 意義

さいごに、本書はやはり間違いなく論争的な書 である。とくにその結論にたいする異論はけっし てすくなくないはずだ。とりわけ以下の結論部分 にたいする異議は。

「原則的な考えかたとしては、それ以上生き 続けても本人の利益にならないことが分かっ ていてかつ本人が死にたいと思っていること は、人の生命を短縮することが正当化できる といえるための十分な理由にはならない。た とえ大きい肉体的疼痛があり、本人がそのた めに生きる意欲を失っていても、人にはあく まで自分の存在を惜しみ、痛みに耐えて生き 延びるべき場合があるはずである。」(p. 505)

しかし私は、このように論争的である点にこそ ――上述の美点とならぶ――本書の意義があると おもうのだ。

R・ローティ (Richard Rorty) は、羽をもたな い二足動物の特質を特定し、人間存在の本質を詳 らかにすることによって、人々の道徳的対立や葛 藤を解決しようと努めてきた哲学者らの試みを批 判する (p. 169) ⁽⁶⁾。したがってこの点では、尊厳 説に立つ有馬もまたローティの批判対象となるに 違いない。しかしローティは、また別の点におい ては、本書における有馬の仕事を高く評価するは ずだと私はおもう。なぜならローティはこうも述 べているからである。「哲学が望みうることはほ ぼ、あらゆる状況においてなすべき正しいことに かんする文化的な影響をうけた我々の直観を要約 することである……そのような直観の要約と一般 化のポイントはつぎの点にある。それは、我々の 制度をより見通しのよいものとすることで、その 力と効率性を増大させること、またそれによって、 我々を道徳的共同体に結集させる共有された道徳 的アイデンティの感覚を高めることである」(p. 171)

たしかに、有馬が率直に断っているように、本 書における「尊厳ということばは、とくに終末期 医療の倫理にかかわる社会的な議論においては、カント主義者がそれに充ててきたのとはむしろほとんど無関係か、あるいはまったく異なる意味で用いられていることも多い」(p. 463)。しかし自らそのように認めるのなら、縮命をめぐるアクチュアルな議論とのレレヴァンスを欠いた哲学的ジャーゴンをそもそも持ち込むなと批判する向きもあるかもしれない。

だが私の見方は異なる。現状がそのようなもの であるならば、むしろ本書の意義はすくなくない。 なぜなら有馬の仕事は縮命をめぐるアクチュアル な議論にカント的な直観(とその意義)をあらた めて登録しなおすものであるからだ。それによっ て、ただでさえ多義的な尊厳という概念の理解に ひとつの見通しがあたえられるかもしれない。あ るいは、それは却って尊厳をめぐる理解をさらに 混沌としたものにするだろうか。しかしいずれに せよ、それは、そもそもその実体がよくわからな いにもかかわらず、ひとの生死や生き方を評価す るといった厳粛な場面で安易にもちだされる尊厳 という概念について我々に再考をもとめる大きな 契機となるはずだ。そしてそれが可能となるのは、 本書において有馬が尊厳をはじめとするさまざま な道徳的直観を要約し、また懇切丁寧な吟味を経 てそれを一般化(パラフレーズ)してくれたから なのである。その意義は学術的のみならず実践的 にもとても大きい。そう私は確信する。

注

- (1) 本書における用語法の方針 (pp. 45-48) を尊重し、ここでは安楽死・尊厳死・自殺幇助といった用語はもちいず、それらを総括して「縮命」と呼ぶことにする。
- (2) https://www.yokohama-cu.ac.jp/interview/ 1211arima.html(2019年12月11日確認)
- (3) ただし、ここでの「自己決定説」などの呼び 名は、私が便宜上使用しているものであり、有 馬じしんの用語ではないことには注意してほし い。
- (4) 有馬がヴェレマンに異論を唱えていない部分 にかんしては、両者は同じ考えとみなしうるの で以下ではこのように表記する。

- (5) ただし、もしかしたら、ここでいわれている「程度」の違いとは先述した内在的価値のタイプの違いのことなのかもしれない。その場合、以下の議論はたんに難癖をつけているにすぎないことにもなるが、ということを断っておく。
- (6) Rorty, Richard, "Human Rights, Rationality, and Sentimentality," in his *Truth and Progress: Philosophical Papers, Volume3*, Cambridge University Press, pp. 167–185, 2019. 本文以下の引用も同書による。